

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、海上自衛隊第2術科学校の組織に関する訓令を次のように定める。

昭和38年3月1日

防衛庁長官 志賀 健次郎

海上自衛隊第2術科学校の組織に関する訓令

（校長及び副校長）

第1条 海上自衛隊第2術科学校（以下「学校」という。）の校長は、海将補をもつて充てる。

2 学校に、副校長1人を置く。

（部及び隊）

第2条 学校に、次の5部及び学生隊を置く。

総務部

教務部

教育第1部

教育第2部

研究部

（総務部の分課）

第3条 総務部に、次の3課を置く。

総務課

厚生課

会計課

（総務課）

第4条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集、浄書及び保管に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 儀式及び行事に関する事。
- (5) 渉外及び広報に関する事。
- (6) 隊員の人事に関する事。
- (7) 当直勤務に関する事。
- (8) 車両の運用に関する事。
- (9) 電話の管理運営に関する事。
- (10) 海上自衛隊史の編集の資料の整理に関する事。

- (11) 衛生に関すること。
- (12) 各部及び学生隊の事務の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の事務の総括に関すること。
- (14) 秘密の保全に関すること。
- (15) 施設の維持管理に関すること（教務部の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の部、学生隊及び部内の他課の所掌に属しない事項に関すること。

（厚生課）

第5条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の宿舎に関すること。
- (2) 隊員の共済組合に関すること。
- (3) 隊員の恩給、退職手当及び災害補償に関すること。
- (4) 隊員の福利厚生に関すること。
- (5) 隊員の被服の支給及び交換に関すること。

（会計課）

第6条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関すること。
- (2) 物品の取扱に関すること。
- (3) 会計の監査に関すること。
- (4) 隊員の給与及び旅費の支給に関すること。
- (5) 隊員の給食及び栄養管理に関すること。

（教務部の分課）

第7条 教務部に、次の4課を置く。

教務課

教材課

整備課

電子教材課

（教務課）

第8条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練の実施計画に関すること。
- (2) 教育訓練実施に関する部外との連絡調整に関すること。
- (3) 教育訓練に関する記録統計の整理に関すること。
- (4) 教育訓練の審査に関すること。
- (5) 部内の事務の総括に関すること。

（教材課）

第9条 教材課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に必要な教材の収集、設計、整理、印刷、作成及び保存に関すること。
- (2) 教育訓練に必要な図書に関すること。

(整備課)

第10条 整備課においては、教育訓練に必要な実習器材及び施設の整備運用に関する事務をつかさどる。

(電子教材課)

第11条 電子教材課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子教材の維持管理に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した教育支援システムの維持管理に関すること。

(教育第1部)

第12条 教育第1部においては、機関、電機、応急及び工作の術科並びに体育及び陸警に関する教育訓練をつかさどる。

(教育第2部)

第13条 教育第2部においては、情報、技術及び電子計算機の術科並びに外国語に関する教育訓練をつかさどる。

(研究部)

第14条 研究部においては、術科に関する部隊の運用等及び教育訓練に関する調査研究をつかさどる。

(研究部の分課)

第15条 研究部に、資料課を置く。

(資料課)

第16条 資料課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究に関する資料の収集、整理、保管及び配布に関すること。
- (2) 調査研究についての記録及び統計に関すること。
- (3) 部内の事務の総括に関すること。

(学生隊)

第17条 学生隊においては、学生の身上、規律及び服務に関する事務をつかさどる。

(部長、学生隊長及び課長)

第18条 部に部長を、学生隊に学生隊長を、課に課長を置く。

- 2 部長又は学生隊長は、校長の命を受け、部務又は隊務を掌理する。
- 3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第18条の2 学校に、主任教官2人を置く。

- 2 主任教官は、校長の定めるところにより、教育第1部長又は教育第2部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第19条 学校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、校長の定めるところにより、教育第1部長又は教育第2部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究部員)

第20条 学校に、研究部員を置く。

2 研究部員は、研究部長の命を受け、調査研究を行う。

(学生隊の編制)

第21条 学生隊に、学生隊本部、第1学生隊及び第2学生隊を置く。

2 学生隊本部に学生隊幹事を、第1学生隊及び第2学生隊に、それぞれ第1学生隊長及び第2学生隊長を置く。

(学生隊幹事)

第22条 学生隊幹事は、学生隊長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 学生の服務、教養及び補導の実施計画に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に必要な資料の収集、記録及び統計に関すること。
- (3) 学生隊の営舎の運用に関すること。
- (4) 学生隊の事務の総括に関すること。
- (5) 学生隊長が特に命ずる事項に関すること。

(第1学生隊長及び第2学生隊長)

第23条 第1学生隊長及び第2学生隊長は、学生隊長の命を受け、それぞれの学生隊又は学生に関し、次の事務を掌理する。

- (1) 訓育指導に関すること。
- (2) 規律に関すること。
- (3) 服務に関すること。
- (4) 身上取扱いに関すること。
- (5) 記録及び統計に関すること。

(分隊)

第24条 校長は、第2学生隊の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成する。

(委任規定)

第25条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第37条)

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和44年9月29日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第10号）（抄）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条）

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月26日海上自衛隊訓令第23号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）（抄）

この訓令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月30日海上自衛隊訓令第5号防衛庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第5条）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和62年9月29日海上自衛隊訓令第42号）

この訓令は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第24条）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛省訓令第15号調達調整会議規則等の一部を改正する訓令第31条）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日防衛省訓令第16号防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令第61条）
（抄）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日防衛省訓令第17号航空救難に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。